

第 2 編

基 本 構 想

第 1 部

まちづくりの基本構想

第 1 章 町民憲章を实践するまちづくり

「新得町民憲章」は、《町民の生命の尊厳を基盤とした、町の憲法である》と位置付け、昭和 48 年 1 月に制定されました。

本憲章は、町民の行動の規範であり、まちづくりの基本でもあります。

総合計画は、この町民憲章が示すまちづくりを具現化するものです。

新 得 町 民 憲 章 —— 昭和 48 年 1 月 1 日

告示第 1 号

わたくしたちは、十勝平野を一望する狩勝峠、東大雪をもつ雄大な自然と心ゆたかな人間愛にはぐくまれた新得の町民です。

わたくしたちは、開拓の歴史をうけつぎひとりひとりの知恵と力をだし合い明るく豊かな高原都市の建設に努力します。

第 1 章 健康でいきいきとした生活をしましょう。

- 1 健全な心でたがいに認め合いましょう。
- 2 日常生活にスポーツやレクリエーションをとり入れましょう。
- 3 働くことに誇りと喜びをもちましょう。
- 4 清潔な環境づくりにつとめましょう。

第 2 章 たがいにいたわり合いしあわせな社会にしましょう。

- 1 対話のある明るい家庭をつくりましょう。
- 2 おとしよりやめぐまれない人をいたわりましょう。
- 3 助け合いの心を育てましょう。
- 4 おたがいの人格を尊重しましょう。

第 3 章 恵まれた自然を守り豊かな文化を育てましょう。

- 1 自然を愛し豊かな人間性を養いましょう。
- 2 文化遺産を大切にし文化の創造につとめましょう。
- 3 教養を高め交流を盛んにしましょう。

第4章 創造豊かな青少年になりましょう。

- 1 希望と夢をもちたくましい心とからだをつくりましょう。
- 2 責任をもって自主的に行動しましょう。
- 3 すすんでサークル活動に参加しましょう。

第5章 きまりを守って住みよいまちをつくりましょう。

- 1 きめられた時間を守ります。
- 2 公共物を大切にします。
- 3 防災、防犯に協力します。
- 4 交通道徳を高めます。

第2章 まちづくりの基本方針

町を取り巻く環境と住民の意識は、ここ数年で急激に変化してきており、従来の発想では、山積する課題への対応が難しくなっています。

産業を始めとする国際化の流れの中、新たに地方分権と国の三位一体改革や市町村合併と少子・高齢化社会が同時併行的に進み、これからは地域の責任と判断による、自主・自立のまちづくりが求められています。

企業は、公共事業の減少や消費の先行きが不透明もあり、一部大都市での明るさがあるものの、回復基調となる設備投資や新たな地への進出意欲が控えられています。

町の現状を見ると国際化や情報化に伴う産業構造の変化は、基幹産業である農業と林業に大きな影響を及ぼし、農業後継者をはじめ若年労働者の流失など、人口減少の大きな要因となり、このことが高齢化の加速に結びついております。

情報化の発達には住民の価値観を大きく変え、生活の向上に関わる情報を直ちに取り入れ、その行動範囲を広げ「職・住」の一致に拘ることなく、柔軟に対応できる、住みたい、暮らしやすい生活環境が求められています。

そして、自然や景観と健康志向への高まりは、植栽による環境保全、環境にやさしい商品とリサイクル、食育と地産地消、生涯学習の追及、安心できる医療など多岐にわたった要望となっております。

このような多くの課題は、行政だけではおのずと限界があり、町民や受益を受ける人たちの理解や自主的な活動と協力がなければ、課題を解決することが非常に難しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、第7期総合計画においては、町民憲章に基づきながら、国、道、十勝の広域圏計画との整合性を保ちつつ、住民への情報公開を可能な限り行い、共通の認識を広く深め、そして参加参画による住民からの英知により、住民等との協働で築く、自主自立に向けて、新しいまちづくりを創造していきます。

具体的には、次のような方針を定め、まちの将来像を総合的に実現していくことにします。

【町の特性を活かしていきます。】

大雪山国立公園を始めとする恵まれた自然景観と地域環境は、町の基本財産であり、今後のまちづくりへの資源となるものです。

「農業の町」「森林の町」「電源の町」「鉄道の町」「福祉の町」「リゾートの町」「グリーンツーリズムの町」「重心の町」などの多くの顔と交通の要衝としての利便性を、資源として最大限に活かしていきます。

【町民の知恵と行動力を活かしていきます。】

多くの町民の知識と経験に裏打ちされた知恵と、時代の流れに柔軟に対応した発想、そして自らの地域を協働でつくる行動力を活かします。

【町の特色を作り出します。】

町の個性をこだわりとして進めることにより、地域内での協働による分権を、地域外では特色により語り誇れる町づくりを進めます。

第2部

まちづくりの将来像

まちづくりの基本目標は、次のような4つの将来像をイメージしています。

生活像

自然と町並み景観を大切に、快適で安心・安全な暮らしやすい環境が整います。

地域像

住民が集い支えあいによる、優しさとぬくもりが潤うコミュニティが整います。

産業像

地域資源の有効活用を地域と住民の分担により、生き生きとして取り組み、生きがいとなる、新たなコミュニティ産業も発展していきます。

町民像

人と自然のふれあいを大切に、思いやりあふれた人に優しい心豊かな町民が育っていきます。

第3部

まちづくりのテーマ

目標に向かってまちづくりを進めるために、新得町の将来をイメージさせるテーマを設けました。

明日のまちづくりのための合言葉です。

メインテーマ

「つどい合い ささえ合い そだて合う 自然豊かな町づくり」

第4部

新たなまちづくりプロジェクト

まちづくりを進めていくため、各分野において様々な施策と事業が展開されますが、その中には、とりわけまちづくりの中心となる施策が考えられます。

これらの施策は、行政内各部門の協調のみならず、町民の参加参画と協働を得て総合的な視点により、夢を現実の姿に現し明日の新得をつくるための基本施策と言えます。

ここに新たな地域活性化方策として、次のプロジェクトを進めます。

1 交通ネットワーク拠点づくり

国道・道道・JRと西十勝の交通拠点としての重要性を利用し、新たに高速道の利活用を加えた総合交通網による広域観光の拠点づくりを進めます。

2 エコタウンづくり（総合景観環境整備）

自然にやさしく、大切な資源をリサイクルし、身近な生活環境をより美しく、快適に暮らせるよう進めます。

3 コミュニティタウンづくり（地域連帯のまちづくり）

まちづくりの資源は人であり、その人が持っている能力を引き出し、より多くの人々が地域社会活動やまちづくりへの参加と参画ができるよう進めます。

4 新産業創生事業（産業の創生づくり）

地方分権の流れは、町の業務が民間委託や地域内分権として移行することになり、企業・団体・NPOそしてコミュニティ組織による協働へのパートナーに伴い、新しい産業への創生づくりを進めます。

5 「いらっしやい新得」の町づくり

環境や景観及び食などを活かし、多くの人々が新得に訪れるまちづくりを図り、都市との交流づくりを進めます。